

第8部 道路競走

第240条 道路競走

距離

1. 道路競走の標準となる距離は5km、10km、15km、20km、ハーフマラソン、25km、30km、マラソン(42km 195)、100kmおよびロードリレーとする。

〔国内〕 駅伝競走は、駅伝競走規準により行う。

〔国際—注意〕 ロードリレーはマラソン競走の距離で実施することが望ましく、基本は5km、10km、5km、10km、5km、7km 195の区間からなる5kmの周回コースである。U20ロードリレーの区間は5km、5km、5km、6km 098のハーフマラソンの距離が望ましい。

コース

2. 道路競走は公認長距離競走路を走る。交通量やそれと同じような事情で不適当な時は、走路を正しく表示して外側に沿う自転車道や歩道を走ってもよいが、芝生地やそれに類する柔らかい土ではいけない。スタートとフィニッシュ地点は競技場内におくことができる。

〔注意〕 i 標準距離の道路競走においては、スタートとフィニッシュの2点間の直線の距離は、そのレースの全距離の50%以下とする。世界記録の公認については第260条21(b)を参照すること。

ii レースのスタート、フィニッシュ、その他のいかなる区間も、芝その他の未舗装路で行うことができる。ただし、こうした区間は最小限にとどめる。

3. コースは競技者の使用が許される道路として区分されている個所の最短距離を測定する。コースの長さは種目の公式距離より短くてはいけない。

第1条1(a)と、できれば(b)(c)(f)に該当する競技会においては、測定線を他のマーキングと間違えないように特有の色でコースに沿ってマークされているべきである。

〔国際〕 第1条1(a)(b)(c)(f)に該当する大会およびIAAFの直接承認

したレースにおける測定誤差許容範囲は、全長の0.1%（すなわち、マラソンは42m）より長くなってはならず、コースの長さは、IAAF公認コース計測員が事前に確認されているべきである。

- [注意] i 測定は「自転車の回転測定器」によって行わなければならない。
- ii 後日再計測した際にコースの距離が短かったということのないようにするため「コース短小防止ファクター」を取り入れて測定することが望ましい。自転車による計測の場合、このファクターは0.1%とし、各1kmの計測を1001mとして測定する。
- iii レース当日にコースの一部をセフティコーンやバリケードなどによって区分する場合、それらの設置場所については、測定が行なわれる時期までに決定し、その決定を書面にして、測定報告書に記載しなければならない。
- iv 標準距離の道路競走においては、スタートとフィニッシュ地点の2点間の標高の減少は全体として1,000分の1km（0.1%）を超えないことが望ましい（即ち1kmあたり1m）。記録の公認については第260条21(c)を参照すること。
- v コースの測定証明書は5年間有効で、その後はコースに変更がなくても再計測しなければならない。

[国内] 本連盟では道路競技の距離計測は、別に定める「長距離競走路ならびに競歩路公認に関する細則」によって計測することを原則とする。

4. 走路の途中距離は、kmで競技者に表示しなければならない。
5. [国際] ロードリレーでは、幅50mmのラインをコース上に引いて、各区間の距離とスタートラインを示す。同様のラインは引継ぎ区間の表示のためにスタートラインの前後10mにも引く。引継ぎは、主催者が別途規定しない限り、前走者と次走者との間で受け渡すことを指し、そのすべての動作がこの引き継ぎ区域内で完結しなければならない。

スタート

6. レースは信号器、大砲・エアホーン、その他類似の機器の発射

で開始する。その合図は400mを超える競走で用いる方法で行う(参照 第162条2(b))。参加者の多いレースでは、スタート5分前、3分前、1分前の合図をすべきである。「位置について (On your marks)」の合図で、競技者は主催者が定めた方法でスタートラインに集合しなければならない。スターターは競技者の足や体の一部がスタートラインやその前の地面に触れていないことを確認したうえで、レースをスタートさせなければならない。

中・長距離のトラック種目同様に、競技場外種目でも、スターター及び審判長は、スタート規則の不正スタートの適用にあたり、過剰にならよう強調される。道路競走やその他の競技場外種目で、スタートの呼び戻しは困難であり、どんな場合でも大規模な参加者に対しては実用的ではない。しかし、明確かつ故意の違反がある場合、審判長は、レース中またはレース後に個人に関する適切な措置を検討することを躊躇してはならない。しかし、主要競技会で、スタート・メカニズムが誤動作し、タイミング・システムがスタートしなかった場合、呼び戻しが最良の選択肢となる可能性もある。

安全

7. 道路競走の主催者は、競技者および競技役員の安全を確保しなければならない。

[国際] 第1条1(a)(b)(c)(f)に該当する競技会では、主催者は道路を

全面車両通行止にして、自動車の通行を遮断しなければならない。

水・スポンジおよび飲食物供給所

8. (a) 水その他の飲食物はスタートとフィニッシュ地点に用意しなければならない。
(b) 全ての種目において、約5km間隔で給水所を設けるものとする。10kmを超える種目の場合、水以外の飲食物も給水所で提供することができる。

[注意] i 種目の特性、気象条件、大多数の競技者の健康状況を踏まえ必要性が認められる場合、競技ルート沿いに一定間隔でより多くの水・飲食物供給所を設けることができる。

- ii 気象状況によっては体勢が整えられる場合に、ミストステーションも用意して良い。
 - (c) 飲食物には、飲料、エネルギーサプリメント、食品、その他の水以外のものを含めることができる。主催者は、状況に基づいてどの飲食物を提供するかを決定する。
 - (d) 飲食物は通常、主催者が提供するが、主催者は競技者が自分で飲食物を用意することを認めることができる。その場合、競技者は、どの供給所で自分の用意した飲食物を受け取るか指定しなければならない。競技者が用意した飲食物は、その競技者または代理人によって預けられた時から主催者によって任命された役員監視の下で管理しなければならない。これらの役員は、預けられた飲食物が取り替えられたり、何らかの異物が混入されたりすることのないよう管理しなければならない。
 - (e) 主催者は、柵やテーブルを置いて、または地面に印をつけることによって、飲食物を受け取れる区域を示さなければならない。その区域はコースの計測線に直接かかるべきではない。飲食物は、競技者が手に取りやすい場所、あるいは、許可された者が競技者に簡単に手渡せる場所に置くものとする。競技者に手渡す者は所定の区域内にとどまるものとし、コースに入ったり、競技者を妨害したりしてはならない。いかなる状況にあっても、飲食物や水を摂る際、競技役員や承認された者であっても競技者と並んで移動してはならない。
 - (f) 第1条1(a)(b)(c)(f)の国際競技会ならびに本連盟が主催、共催する競技会においては、各加盟団体（チーム）最大2名の役員が所定区域で同時に待機できる。
- [注意] 一つの国から4人以上の競技者が参加する種目では、競技注意事項等で、その各加盟団体（チーム）の飲食物供給所に役員を追加することを認めてもよい。
- (g) スタート地点から持っているか、主催者が設置した供給所で手に取るか手渡されたものである限り、競技者はいつでも水または飲食物を手に持って、あるいは身体に取り付けて運ぶことができる。
 - (h) [国内] 競技者が医学的理由または競技役員の指示によらずに

主催者が設置した供給所以外で飲食物や水を受けたり自分で摂ったりした場合、あるいは他の競技者の飲食物を摂った場合、審判長は、それが1回目の違反であれば警告とすべきで、2回目の違反があった競技者は失格させる。失格となった競技者は速やかにコース外に出なければならない。

〔注意〕 飲食物や水、スポンジをスタート地点から持ってきたり、主催者が設置した供給所で受取っている限りにおいて、競技者はそれらを他の競技者から受取ったりあるいは手渡ししてもよい。但し、ある競技者が一人または複数の競技者にそのような方法で繰り返し飲食物の受渡しを行う場合は、規則に違反した助力と考え、警告を与えたり失格としてよい。

〔国際〕 競技者が医学的理由または競技役員の指示によらずに主催者が設置した供給所以外で飲食物や水を受けたり自分で摂ったりした場合、あるいは他の競技者の飲食物を摂った場合、審判長は、それが1回目の違反であれば警告とし、通常はイエローカードの提示によりこれを知らせるべきである。2回目の違反があった競技者は失格させ、通常、レッドカードを提示する。失格となった競技者は速やかにコース外に出なければならない。

レース管理

9. 道路競走で競技者は競技役員の許可を得て、かつその監督下にある場合は、コースを離れたことにより走行距離が短くならないことを条件に示されたコースを離れることができる。
10. 審判長が審判員または監察員またはそれ以外の報告により競技者がコースをはずれ距離を短くしたと判定した場合、競技者は失格となる。
11. 監察員は等間隔で配置し、重要な場所にも配置しなければならない。その他の監察員はレース中コースに沿って移動し、観察を行う。

規則第240条の関連する側面を適用する際に最初に警告を発する慣行に従うと、規則第144条2および第144条3の適用に困難を生ずるが、

機会があるなら、審判長は警告を発するべきであることを認めている。1つの選択肢として、そのコースまたはリフレッシュメントに監察員を審判長補佐の役割で配置し、警告と失格の効果的な調整を確実にするために審判長と互いに交信することが提案される。しかし、規則第144条2の注意によると、状況によっては、警告なしに、失格にできる可能性があり、またそうすべきであるという可能性が残っている。トランスポンダータイミングシステムが使用されていない場合で、追加のバックアップ記録システムが必要な場合は、規則第250のクロスカントリーレースで記載されているようなファンネルシステムを使用することが推奨される。